

令和 7 年第 8 回 小坂町農業委員会会議録

令和 7 年 8 月 5 日（火） 1 4 時 0 0 分 役場会議室において招集した。

1. 出席委員（10 人）は次のとおりである。

1 番	安 保 清 栄	2 番	中 村 修太郎	3 番	阿 部 龍 平
4 番	小 舘 康 弘	5 番	木 村 功	6 番	宮 舘 秀 樹
7 番	奈 良 延 浩	8 番	本 田 立 子	9 番	中 村 仁
10 番	亀 田 静 子				

2. 欠席委員は 0 人である。

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	岩 澤 秀 一
事務局長補佐	中 村 長 裕
事務局	田 中 晃 大

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐	中 村 長 裕
--------	---------

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

7 番	奈 良 延 浩	8 番	本 田 立 子
-----	---------	-----	---------

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第 1	報告 第 16 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 2	議案 第 4－1 号	農地法第 3 条の規定による許可について（所有権移転）
	議案 第 4－2 号	農地法第 3 条の規定による許可について（賃借権設定）
	議案 第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 3	協議 第 2 号	令和 7 年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討について
	協議 第 3 号	令和 7 年度農地パトロールの実施について

（13：58）

議 長
（亀田） それでは、定刻より少し早いですが全員そろいましたので、これから令和 7 年第 8 回の総会を始めたいと思います。

出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局 現時点で 10 名出席です。

議 長 只今の出席者は 10 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。7 番、奈良延浩委員、8 番、本田立子委員、の両名を指名いたします。

（13：59）

議 長 では、本日の議事に入ります。
 本日の議事日程は1ページのとおりととなります。
 日程第1、報告第16号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第1、報告第16号を説明いたします。
 資料は2ページからとなります。
 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。資料は3ページからとなります。
 農地が相続された場合、農地法第3条の3の規定で農業委員会に届出をすることとなっています。今回は3件の届出がありました。
 1件目は、4ページが届出の写しとなっております。田1筆の届出となっております。農業委員会によるあっせんは不要となっております。
 2件目は、5ページが届出の写しとなっております。田1筆の届出となっております。農業委員会によるあっせん希望となっております。農地の位置図は5ページのとおとなっております。
 3件目は、7ページから8ページにかけてが届出の写しとなっております。田8筆の届出となっております。農業委員会によるあっせんは不要となっております。
 以上で日程第1、報告第16号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
 (14:00)

議 長 再開します。
 (14:06)

 報告第16号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議 長 それでは、日程第1、報告第16号を終了します。
 (14:07)

 次に日程第2、議案第4-1号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第4-1号を説明いたします。
 資料は9ページからとなります。
 農地法3条の規定による所有権移転となります。
 記載のある農地について、名義人である譲渡人が福祉施設へ入居中であり、今後も営農することが困難な状況であるため、兄弟である譲受人へ所有権を移転しようとするものです。農地は田んぼ1筆、面積は1,199㎡です。
 以上で、日程第2、議案第4-1号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
 (14:08)

再開します。
(14:10)

議案第4-1号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議 長 それでは、日程第2、議案第4-1号について許可することで終了します。
(14:10)

次に日程第2、議案第4-2号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第4-2号を説明いたします。
資料は22ページからとなります。
農地法3条の規定による賃借権設定となります。
今回は全部で9件あり、合計筆数が60筆、面積合計253,384㎡です。
1件目は、個人対個人の賃貸借で、田んぼ2筆、合計面積6,861㎡です。期間は許可後2年間、賃借料は物納で玄米90kgです。
2件目から9件目については契約期間の満了により継続の許可申請となります。
2件目は、ポークランドグループの十和田湖高原ファームと砂子沢真木平利用組合による賃貸借で、登記地目は原野ですが現況地目が畑で34筆あります。合計面積は、170,000㎡、賃貸借期間は5年間で10aあたり2,000円です。
3件目は同じく十和田湖高原ファームと鳥越真木平利用組合による賃貸借で、こちらも登記地目は原野ですが現況地目が畑で8筆あります。合計面積は42,000㎡、賃貸借期間は5年間で10aあたり2,000円です。
4件目から9件目は十和田湖高原ファームと余路米地区の地権者との賃貸借で、賃貸借期間は同じく5年間、賃借料は10aあたり2,000円。地目は全て水田です。
その内訳ですが、4件目は5筆、7,110㎡。5件目は2筆2,032㎡。6件目は3筆3,512㎡。7件目は1筆2,801㎡。8件目は1筆3,101㎡。最後の9件目は4筆15,967㎡で余路米地区の合計は16筆34,523㎡となります。
以上で、日程第2、議案第4-2号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(14:13)

再開します。
(14:26)

議案第4-2号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議 長 それでは、日程第2、議案第4-2号について一部条件を付して許可することで終

了します。
(14:27)

次に日程第2、議案第5号について、事務局より説明を求めます。

事務局

日程第2、議案第5号を説明いたします。

資料は316ページからになります。

農地法第5条の規定による許可申請についてです。

今回の案件は、小坂大館間を結んでいる樹海ラインで、秋北バスの操車場から高速バスの乗り場までの間にある高速道路の橋の耐震補強工事のため、資材置き場としての一時転用の許可申請となります。

申請場所は魁地区の採草放牧地で、面積は11,234.27㎡の内4,009㎡となります。

工事を行う会社はピーエス・コンストラクション株式会社で東北地区の高速道路の橋梁耐震化工事を広範囲で行っている会社です。一時転用期間は許可後3年間で予定しています。事業計画については348ページからの添付資料のとおりですが、この場所を選定した理由としては、一時転用した場合、周辺の農地への影響は少なく工事現場までも2.6kmと近く、町道と接しているため、資材の運搬もしやすく候補地にしたとあります。搬入する主な資材としては、足場資材となる単管や足場板、吊り足場パネル材などとなっており、その他、3坪程度のプレハブ倉庫や仮設トイレなども設置する予定となっています。

また、復元計画では令和10年8月1日から8月30日までの1ヶ月間を見込んでいます。

なお、この案件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えておりますので、県の農業会議が毎月行っている常設審議委員会へ諮問することとなります。そこで、許可相当となった場合に初めて一時転用許可となります。

今月の常設審議委員会は26日(火)です。

以上で、日程第2議案第5号の説明を終了します。

議長

ここで、暫時休憩します。
(14:29)

再開します。
(14:32)

議案第5号について質問意見等ありますか。

各委員

なしの声あり。

議長

それでは、日程第2、議案第5号について許可相当とし、県の常設審議会へ諮問することで終了します。
(14:32)

次に日程第3、協議第2号について、事務局より説明を求めます。

事務局	日程第 3、協議第 2 号を説明いたします。 資料は 3 9 1 ページからになります。 令和 7 年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討についてであります。 この件につきましては、県の農業会議より 1 1 月 1 日に予定している県の農業委員会大会へ大会議案として提出する予定であるため、県内全ての農業委員会に対して意見を求められているものです。 この提案に対する今後のスケジュールについてですが、8 月 1 5 日が提出期限となっています。その後の予定は、県北地区は 9 月 9 日に会長、会長職務代理者、事務局長会議で協議し、1 0 月 2 7 日の県の農業会議の第 4 6 回理事会を経て大会議案が決定となり、1 1 月 1 日に湯沢市の湯沢文化会館を会場に行われる農業委員大会で議案として提出されることとなります。 以上で、日程第 3、協議第 2 号の説明を終了します。
議 長	ここで、暫時休憩します。 (1 4 : 3 3) 再開します。 (1 4 : 4 9)
	協議第 2 号について質問意見等ありますか。
各委員	なしの声あり。
議 長	それでは、日程第 3、協議第 2 号について終了します。 (1 4 : 4 9) 次に日程第 3、協議第 3 号について、事務局より説明を求めます。
事務局	日程第 3、協議第 3 号を説明いたします。 資料は 4 3 0 ページからになります。 令和 7 年度農地パトロールの実施についてです。 今年の農地パトロールにつきましては、委員の皆さんの都合や、事務局の都合、研修バスの空き状況などから判断して 8 月 2 5 日（月）にしたいと考えております。パトロールに関する案内については、お盆明けくらいに皆さんへお知らせしたいと思っております。 以上で、日程第 3、協議第 3 号について説明を終了します。
議 長	ここで、暫時休憩します。 (1 4 : 5 1) 再開します。 (1 4 : 5 3) 協議第 3 号について質問意見等ありますか。

各委員 | なしの声あり。

議 長 | それでは、日程第 3、協議第 3 号について終了します。
(1 4 : 5 3)

これで総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第 8 回総会を終了します。ありがとうございました。
(1 4 : 5 3)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田 静子

署 名 委 員 奈良延浩

署 名 委 員 本田立子